

## 岡口基一裁判官の弾劾裁判について冷静かつ慎重な審理を求める会長声明

- 1 令和3年6月16日、国会の裁判官訴追委員会は、裁判官弾劾裁判所に対し、岡口基一裁判官の罷免を求めて訴追した（以下、「本件訴追」という。）。本件訴追理由は、ツイッター、ブログ、フェイスブックでの情報発信が「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」（裁判官弾劾法2条2号）に該当するというものである。
- 2 憲法は、司法権の独立の核心をなす裁判官の職権の独立（76条3項）を実効性あるものとするために、「裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。」（78条）と定めて裁判官の身分を保障し、これを受けて、「裁判官の弾劾は、国会の各議院においてその議員の中から選挙された同数の裁判員で組織する弾劾裁判所がこれを行う。」（国会法125条1項）とし、弾劾により裁判官を罷免する場合を、「職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき（裁判官弾劾法2条1号）、その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき（同法2条2号）」に限定した。そして、弾劾裁判所が訴追された裁判官を罷免する裁判をした場合、当該裁判官は裁判官としての職を失うとともに（同法37条）、他の法曹資格も失うことになる（弁護士法7条2号、検察庁法20条2号）。
- 3 このように弾劾裁判による罷免は、裁判官としての身分のみならず、法曹としての資格をも失わせるという重大な効果をもたらすものであるから、裁判官弾劾法2条も、「著しく」、「甚だしく」といった文言を使って罷免事由を厳格に限定し、法曹資格を喪失させるに値する行為のみを対象にしていると解され、その該当性は厳格に判断されなければならない。
- 4 それ故、過去の弾劾罷免の事例もごく少なく、395件の略式命令請求事件を失効させ、そのうちの約3分の2について検察官に再起訴を断念させたり、各種の令状に予め署名押印した白紙の令状を作成し職員に渡していたなど著しい職務放棄の事案（昭和31年4月6日判決）、調停当事者から酒食饗応を受け、揉み消しを図ろうとした事案（昭和32年9月30日判決）、首相への偽電話録音テープを新聞記者に聞かせ政治的策動に関与した事案（昭和52年3月23日判決）、担当する破産事件の破産管財人からゴルフセット一式と背広三つ揃い2着を収賄した事案（昭和56年11月6日判決）、現金の供与を約

束して、3人の少女に児童買春をした事案（平成13年11月28日判決）、女性職員にストーカー行為を繰り返した事案（平成20年12月24日判決）、電車内で女性のスカートの中を撮影した盗撮の事案（平成25年4月10日判決）の7件しかない。

5 これに対して、本件訴追は、岡口裁判官のSNSへの投稿や記者会見等での発言が罷免事由である「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」（裁判官弾劾法2条2号）に該当する事実があったことを理由としており、その具体的事実として、自己が裁判官であることを他者が認識できる状態で、刑事事件被害者遺族に関する10件（インターネット上への投稿8件、記者会見での発言1件、取材インタビューにおける発言1件）の投稿及び発言によって、これらを不特定多数の者が閲覧又は視聴可能な状態にして被害者遺族の感情を傷つけるとともに侮辱したこと、犬の返還請求等に関する民事訴訟に関する3件のインターネット上への投稿によって、これらを不特定多数の者が閲覧可能な状態にし、もって裁判を受ける権利を保障された私人である訴訟当事者による民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示すとともに、当該訴訟当事者本人の社会的評価を不当におとしめたことが挙げられている（以下、これらの投稿、発言を合わせて「本件情報発信」という。）。

6 本件情報発信の中には、被害者遺族の感情を傷つけるなど不適切と評価される内容が含まれており、裁判官としての振る舞いに疑問があるところ、当会としても、岡口裁判官の言動そのものを擁護するものではない。しかし、そうではあっても、本件情報発信が罷免事由に該当するか否かについては、法的な観点から行為と結果の均衡を失っていないかなど冷静な判断が求められる。

特に、本件では、司法権の独立の核心をなす裁判官の職権の独立、これを側面から強化する裁判官の身分保障の重要性を踏まえる必要がある。また、憲法上、表現の自由が言いたいことが言えるという個人的な価値のみならず、言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという民主政治にとって不可欠な価値を持つ重要な権利であることも考慮する必要がある。このような観点から裁判官の表現行為を理由に法曹資格の喪失という重大な効果を生じさせる罷免を行うことには慎重であるべきで「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」といえるためには、当該表現行為に法曹資格を喪失させてもやむを得ないと評価できるだけの重大な違法性の存在が必要と考えるべきである。この点、過去の罷免事例は、どれも犯罪に該当するか、犯罪に該当しないとしても明白

な違法行為であり、損害賠償の観点からも相当な賠償が認められるような重大な違法性が存在する事例ばかりである。

本件情報発信について見ると、SNS「Facebook」への投稿の中で用いられた「洗脳されて」という表現は、不適切と評価されうるが、過去の罷免事案に比べて法曹資格を喪失させてもやむを得ないと評価できるような重大な違法性を有しているとは認め難い。

同様に、他の投稿・発言内容（基本的に岡口裁判官が認識した事実を紹介するものである）も、意見・論評にあたる部分も、過去の罷免事案に比べて法曹資格を喪失させてもやむを得ないと評価できるような重大な違法性を有しているとは認め難い。

したがって、本件情報発信は、罷免事由である「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に該当するとは直ちに認め難い。

7 もし本件訴追で、岡口裁判官に対する罷免の裁判がされるとなると、犯罪として有罪判決を受けたわけでもなく、民事で不法行為が成立するか否か議論の余地があり、仮に不法行為が認められたとしても少額の損害賠償にとどまるような事例で罷免を認める先例となる。これは、これまでの罷免判決の基準を大幅に引き下げるものとなり、今後、弾劾罷免の濫用の危険を広げる結果になりかねない。また、それは、裁判官の職務にも萎縮効果を及ぼすことになり、裁判官は、国会の多数派の反感を買うような表現や判決を躊躇する事態も考えられる。これは、司法権の独立に対する重大な脅威となり、三権分立の観点からも由々しき事態である。

8 よって、当会は、本件訴追が憲法上極めて重大な問題を有していることに警鐘を鳴らすとともに、裁判官弾劾裁判所に対し、岡口裁判官を本件訴追理由で罷免することは、表現の自由に対する萎縮効果のみならず、司法権の独立に対する重大な脅威となり得ることに鑑み、罷免事由を法の趣旨に則って厳格に解釈し、適正な裁判をされるよう冷静かつ慎重な審理を求める。

2022（令和4）年1月27日

徳島弁護士会

会 長 森 晋 介